

国立大学法人京都教育大学における研究データの管理及び利活用に関するポリシー 解説

本解説は、「国立大学法人京都教育大学における研究データの管理及び利活用に関するポリシー」における語句等を解説するものである。

1. 前提

本学では、多様な研究分野の研究者が研究を行っているため、研究データの管理、保存、公開及び利活用（以下「管理等」という。）について一律に取り扱うものではなく、国や国際的な関連諸法令、指針、規則及び契約等に留意の上、研究データを収集又は生成した研究者が管理等の取扱いを主体的に決定できることを本ポリシーの前提とする。

2. 研究データ

本ポリシーが対象とする研究データは、研究者の研究活動の過程で収集又は生成したデータとし、一次的なデータを解析又は加工して作成されたデータや、データベース等の知的財産に該当するものを含むものとし、具体例として、研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスなどとなるデータ等が挙げられる。

また、研究データの形態は、数値、画像、テキスト等、あらゆる形態が含むものとし、媒体は、デジタル・非デジタルを問わない。

3. 適用範囲

本ポリシーは、本学における全ての研究活動及びその研究者に適用する。

4. 研究者

本ポリシーにおける「研究者」とは、本学において研究活動を行う者とし、役員、教職員又はその他の者を含む。

教職員とは、本学と雇用関係にある常勤及び非常勤の教職員とする。

その他の者には、本学において研究活動を行うことが認められた本学以外の組織に所属する者、研究員及び名誉教授等を含む。

5. 管理・保存の対象とする研究データ

データを管理・保存の対象とするか、また、どのような区分で管理等を推進していくかについては、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、研究者が定める。特に公開については、合理的な理由によりそれらの範囲を研究者が設定できる。

(参考) オープン・アンド・クローズ戦略とは

データの特性から、公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略

を指す。我が国においても、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）等においてオープン・アンド・クローズ戦略への考慮が謳われている。

6. 管理・保存

本ポリシーにおける研究データの管理・保存とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保管、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することとする。

7. 研究者による管理・保存

研究者は、研究データにどのような管理・保存が求められているか等を理解した上で、手順を定め、研究データの管理・保存を適切に実施する。

研究分野によって研究データの取り扱いは異なるため、研究者は、研究分野の特性を踏まえ、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。

8. メタデータ

研究データにおけるメタデータとは、研究データを説明するための情報から構成されるデータを指し、研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開の方針等、その他、資金配分機関が示す項目の情報を含む。

9. 関係する規程等

本ポリシーにおける法令、本学の規程その他これに準ずるものの主なものとして、次の規程等を示す。

- ・ 国立大学法人京都教育大学個人情報管理規程
- ・ 国立大学法人京都教育大学職務発明等規則
- ・ 国立大学法人京都教育大学共同研究取扱規則
- ・ 国立大学法人京都教育大学受託研究取扱規則
- ・ 国立大学法人京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程
- ・ 国立大学法人京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- ・ 国立大学法人京都教育大学情報システム運用基本方針
- ・ 国立大学法人京都教育大学情報システム運用基本規程
- ・ 国立大学法人京都教育大学情報システム利用規程
- ・ 京都教育大学研究者行動規範
- ・ 国立大学法人京都教育大学における研究データの保存・開示に関する内規・国立大学法人京都教育大学における安全保障輸出管理規則
- ・ 国立大学法人京都教育大学研究倫理規程
- ・ その他、各研究分野等における関係法令

10. 公開

本ポリシーにおける研究データの公開とは、研究データを不特定多数によりアクセス、利用できる状態にすることを指す。また、研究データを、条件を満たした利用者により利用できる状態にする共有を含む。

11. 利活用

本ポリシーにおける研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることとする。

研究者は、研究データの蓄積や利活用に関して、研究分野の特性を考慮したうえで、関係諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を考慮して判断する。

12. 研究者による研究データの管理等における実施事項等

研究者は、研究データの管理等のため次の事項を実施する。

①データ管理計画（DMP：Data Management Plan）を作成する。

＊研究活動の状況に応じて適宜更新

②DMPに従った研究データの適切な保管と利用を実施する。

③研究データについて、保存の必要性を判断する。

④「管理対象データ」の範囲を決定する。

⑤「管理対象データ」の「メタデータ」を作成する。

⑥「管理対象データ」について「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」の区分を判断する。

⑦「公開データ」を公開する。

13. 本学の環境支援

本学は、研究者が研究データの管理等を推進するため、次に掲げる情報基盤、制度設計等の支援を行う。

- ・研究データの管理等に係る情報の収集及びその提供
- ・研究データの管理等に係る研修等の企画・実施
- ・研究データの管理・保存・公開するための機関リポジトリの提供
- ・研究データの管理・保存を行うための研究データ管理基盤システム利用環境の提供
- ・研究データの管理等のための規程等の整備
- ・研究データに関する契約・法務等の支援

14. 研究者の異動等による研究データの取扱い・移管

研究者は、異動等により研究データの所在が不明にならないよう、メタデータ及びDMPを更新し、適切に管理する。

15. その他

本学は、研究データの管理等の在り方は、データ管理等に関する社会や学術状況の変化により、又は関連諸法令の制定・改正等に伴い、適宜見直しを図るものとする。

以 上